

三郷市告示第 82 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、三郷市の区域内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画する旨、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、この処分は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業の施行地区についてするものであるので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定により、当該施行地区に係る換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

令和 元 年 8 月 20 日

三郷市長 木 津 雅 晟

